

○沼田市条件付き一般競争入札実施要綱

平成19年11月27日
告示第170号

(趣旨)

第1条 この要綱は、沼田市の契約に係る条件付き一般競争入札の実施に当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)及び沼田市契約規則(平成17年規則第53号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象物件)

第2条 条件付き一般競争入札の対象物件は、業種、規模等を考慮して予算執行者が選定するものとする。ただし、建設工事、建設コンサルタント業務等については、沼田市請負業者選定委員会において選定するものとする。

(入札の公告等)

第3条 規則第4条に定める公告は、沼田市公告式条例(昭和29年条例第1号)に定める掲示場に掲示するほか、沼田市ホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(入札参加者の資格)

第4条 条件付き一般競争入札に参加することができる者は、規則第2条第1項に規定する資格を有する者で、次に掲げる条件を満たしているものでなければならない。

- (1) 対象物件と同業種の登録があること。
 - (2) 建設工事においては、対象工事と同種類かつ同客観等級で規則第2条第2項に規定する競争入札参加資格業者名簿に登録されていること。
 - (3) 沼田市の工事等請負契約に係る指名停止等の措置要領(平成9年告示第26号)の規定による指名停止期間中でないこと。
 - (4) 本社又は営業所等を前条の公告で定める地域に有していること。
- 2 市長は、前項に規定するもののほか、対象物件の内容により、条件付き一般競争入札の参加条件を別に定めることができる。

(入札参加申請)

第5条 条件付き一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに参加申請を行わなければならない。

(入札参加資格審査)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、対象物件に係る参加資格の有無について確認し、入札参加の申請をした者に対し、審査結果を文書等により通知するものとする。この場合において、入札参加資格を有しないと認めた者に対しては、その理由を付さなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。
(制限付き一般競争入札試行実施要綱の廃止)
- 2 制限付き一般競争入札試行実施要綱(平成6年告示第79号)は、廃止する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。